



発行 新潟県

第7号

令和6年1月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 3 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (地域医療政策課)
- 75 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (資源循環推進課)
- 76 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (資源循環推進課)
- 77 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 78 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 79 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 80 換地処分 (農地整備課)
- 81 換地処分 (農地整備課)
- 82 公共測量の終了通知 (監理課)
- 83 公共測量の終了通知 (監理課)
- 84 公共測量の終了通知 (監理課)
- 85 道路の区域変更 (道路管理課)
- 86 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等 (病院局経営企画課)
- 特定調達契約の落札者等 (病院局経営企画課)

企業局公告

- 一般競争入札の実施 (企業局総務課)
- 一般競争入札の実施 (企業局総務課)

正 誤

- 令和6年1月16日付け県報第4号告示第38号中 (道路管理課)
- 令和6年1月16日付け県報第4号告示第39号中 (道路管理課)
- 令和6年1月16日付け県報第4号告示第40号中 (道路管理課)



新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>医科</u> <u>7,700円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ <u>歯科</u> <u>5,500円</u></p> <p>(2) <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>医科</u> <u>3,300円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ <u>歯科</u> <u>2,090円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 入院室料差額</p> <p>(1) 魚沼基幹病院</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特別S室 1日につき <u>12,100円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 特別A室 1日につき <u>7,700円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 特別B室 1日につき <u>6,600円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 特別C室 1日につき <u>5,500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～38 (略)</p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1の項第1号ア</td> <td style="text-align: center;">7,700円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	1の項第1号ア	7,700円	7,000円	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>魚沼基幹病院</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>医科</u> <u>5,500円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>歯科</u> <u>3,300円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>医科</u> <u>2,750円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>歯科</u> <u>1,650円</u></p> <p>(2) <u>燕労災病院</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>医科</u> <u>7,700円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>歯科</u> <u>5,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>医科</u> <u>3,300円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>歯科</u> <u>2,090円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 入院室料差額</p> <p>(1) 魚沼基幹病院</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特別S室 1日につき <u>11,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 特別A室 1日につき <u>6,600円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 特別B室 1日につき <u>5,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 特別C室 1日につき <u>4,400円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4～38 (略)</p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1の項第1号ア(ア)</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	1の項第1号ア(ア)	5,500円	5,000円
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
1の項第1号ア	7,700円	7,000円											
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
1の項第1号ア(ア)	5,500円	5,000円											

			1の項第1号ア(イ)	3,300円	3,000円
			1の項第1号イ(ア)	2,750円	2,500円
			1の項第1号イ(イ)	1,650円	1,500円
			1の項第2号ア(ア)	7,700円	7,000円
			1の項第2号ア(イ)	5,500円	5,000円
			1の項第2号イ(ア)	3,300円	3,000円
			1の項第2号イ(イ)	2,090円	1,900円
(略)			(略)		
3の項第1号		12,100円	11,000円		
		7,700円	7,000円		
		6,600円	6,000円		
		5,500円	5,000円		
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- この規則中別表1の項の改正及び別表備考の表の改正(3の項第1号の項に係る部分を除く。)は令和6年2月1日から、その他の改正は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第75号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

地域区域	埋立地の区分
胎内市赤川字下段3237番1の一部及び3237番7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第76号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にあ

る土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
胎内市高野字茨島249番26の一部、249番336の一部、249番338の一部、249番339の一部、249番349の一部、249番350の一部、249番351の一部、249番352の一部、249番366の一部、249番394の一部、282番1の一部及び286番 胎内市高野字中川前301番2、301番3の一部、301番5の一部、302番2の一部、302番3の一部、302番4の一部、302番5の一部及び302番6の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、長岡市及び燕市の一部を受益地域とする県営大河津地区農業用排水施設整備(かんがい排水「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年1月29日から令和6年2月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市農林水産部農林整備課及び燕市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第78号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営国府川左岸地区農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地改良保全(土地改良総合整備(担い手支援型))事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年1月29日から令和6年2月27日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第79号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営川茂地区区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備「生産基盤型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年1月29日から令和6年2月27日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第80号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市及び燕市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業 潟地区(第1換地区)に係る換地処分をした。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第81号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、糸魚川市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業 大和川地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第82号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 大江下流部地区 用地測量)
- 2 作業期間 令和5年3月29日から令和5年12月28日まで
- 3 作業地域 新潟県見附市石地町、明晶町 地内

◎新潟県告示第83号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査二級水準測量)
- 2 作業期間 令和5年9月25日から令和5年12月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第84号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、坂井村上土地区画整理株式会社代表取締役から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年10月1日から令和6年1月9日まで
- 3 作業地域 新潟市西区坂井地内

◎新潟県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村上朝日線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

村上市羽下ケ渕字稲場下2110番4から	新	7.4～36.1メートル	971.2メートル
同市下渡字前川原184番16まで	旧	4.5～22.9メートル	977.6メートル

◎新潟県告示第86号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花角 英世

1 区域の名称

道上（南）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市与板町山沢

字道上

570番甲 1号

576番1 14号

574番1 15号及び16号

字下ノ峯

46番 2号、3号、6号及び12号

46番地先道路敷 4号

119番1 5号

94番1 7号及び8号

107番 9号から11号まで

116番 13号

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 調達物品及び数量

デジタルX線TVシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和5年10月26日

6 落札者の氏名及び住所

キヤノンメディカルシステムズ株式会社新潟支店
新潟市中央区上大川前通一番町154番

- 7 落札価格
32,945,000円
- 8 入札公告日
令和5年9月15日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 調達物品及び数量
全身麻酔システム 一式（3台）
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年12月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
38,830,000円
- 8 入札公告日
令和5年10月24日
- 9 落札方式
最低価格

企業局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和6年度ヘリコプターによる人員等輸送委託契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年1月26日

新潟県企業管理者 榊 澤 尚

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和6年度 ヘリコプターによる人員等輸送委託契約
 - (2) 委託業務の内容等
仕様書及び入札説明書による。
 - (3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

仕様書及び入札説明書による。

(5) 入札方法

本書及び入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本公告の日現在で航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項に規定する航空運送事業の許可を受けており、かつ、航空法第20条第1項第3号の認定を受けた事業場を保有している者であること。

(5) 本公告日の現在で業務に必要な空港又はヘリポートが使用できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書、入札参加資格申請の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話番号 025-280-5565

Eメール ngt300010@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年3月11日（月）まで、上記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 入札参加資格の申請期限

令和6年3月11日（月）午後5時

(4) 開札日時及び会場

令和6年3月27日（水）午前10時30分

新潟県庁16階 入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に見積もった空輸料金及び作業料金を年間予定運航時間（空輸時間は2,352分、作業時間は3,092分とする。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納入するものとする。

ただし、企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第146条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

空輸料金及び作業料金の契約単価（税込）に年間予定運航時間を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額以上の金額を納入するものとする。

ただし、財務規程第137条第3項に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を令和6年3月11日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。ただし、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書（物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規程第147条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

令和6年度新潟県電気事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Commissioned work to be submitted for bidding

FY2024 Contract for helicopter transportation of personnel, etc.

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. March 11 2024

(3) Date of bid opening:

10 : 30 A.M. March 27 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau Of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN 950-8570

TEL: 025-280-5565

E-mail : ngt300010@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和6年度工業用水道薬品ポリ塩化アルミニウムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年1月26日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

1 入札に付する事項

(1) 購入件名

工業用水道薬品 ポリ塩化アルミニウム

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は1kg当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「工業用薬品・施設用消耗資材」に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 県内に本社（本店）又は営業所等が所在しており、一度に大量の発注や急な発注にも対応できる体制を確保している者であること。
- (6) 緊急時の対応として、営業時間外であっても物品の納入が可能な者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加資格申請の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話番号 025-280-5565

Eメール ngt300010@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年3月11日（月）まで、上記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

- (3) 入札参加資格の申請期限

令和6年3月11日（月）午後5時

- (4) 開札日時及び会場

令和6年3月27日（水）午前11時

新潟県庁16階 入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第137条第3項に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を令和6年3月11日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。

なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。ただし、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書（物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）

を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規程第147条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

令和6年度新潟県工業用水道事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Commissioned work to be submitted for bidding

FY2024 Contract for Poly aluminum chloride for industrial water chemicals.

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. March 11 2024

(3) Date of bid opening:

11 : 00 A.M. March 27 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau Of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN 950-8570

TEL: 025-280-5565

E-mail : ngt300010@pref.niigata.lg.jp

正 誤

令和6年1月16日付け新潟県告示第38号（道路の区域変更）

2 ページの

「

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡戊510番2から	新	14.0～20.0メートル	20.0メートル
同郡同町大字下船渡戊559番3	旧	14.0～20.0メートル	20.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道405号と重用

」

は、

「

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

中魚沼郡津南町大字下船渡戊510番2から	新	14.0～20.0メートル	20.0メートル
同郡同町大字下船渡戊559番3まで	旧	14.0～20.0メートル	20.0メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道405号と重用

の誤り。

令和6年1月16日付け新潟県告示第39号（道路の区域変更）

3ページの

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡戊411番5から	新	7.9～19.0メートル	106.6メートル
同郡同町大字下船渡戊599番3	旧	7.9～17.0メートル	106.6メートル

備考 路線の重用
一部区間一般国道117号と重用

は、

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡戊411番5から	新	7.9～19.0メートル	106.6メートル
同郡同町大字下船渡戊559番3まで	旧	7.9～17.0メートル	106.6メートル

備考 路線の重用
一部区間一般国道117号と重用

の誤り。

令和6年1月16日付け新潟県告示第40号（道路の区域変更）

3ページの

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条己2941番1まで	新	12.2～12.2メートル	25.3メートル
同市中条己2958番1から	旧	8.6～12.2メートル	25.3メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道117号と重用

は、
「

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市中条己2941番1から	新	12.2~12.2メートル	25.3メートル
同市中条己2958番1まで	旧	8.6~12.2メートル	25.3メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道117号と重用

の誤り。